

事 務 連 絡  
令和 4 年 9 月 6 日

関係事業者団体 各位

東京都生活文化スポーツ局  
消費生活部取引指導課

令和 4 年度「事業者向けコンプライアンス講習会」WEB 配信について（依頼）

日頃より、東京都の消費生活行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都は、事業者が不適正な取引の防止や商品・サービスの表示に係る法令を遵守した事業活動に取り組めるよう、特定商取引法及び景品表示法に関する法令や違反事例等の解説を取り入れた講習会を実施しています。

事業者団体・業界団体各位におかれましては、団体の WEB サイトや E メール等を通じて、本講習会について関係事業者の皆様にご案内いただきますようお願い申し上げます。

記

1 講習内容・申込方法等

・別紙の令和 4 年度「事業者向けコンプライアンス講習会」WEB 配信をご覧ください。

・下記 URL の申込フォームにてお申込みを受け付けます。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/compliance/>



2 申込期間

令和 4 年 9 月 6 日（火）から 9 月 28 日（水）まで

3 問合せ先

生活文化スポーツ局 消費生活部 取引指導課 指導計画担当 勝本・山口

電 話 03-5388-3072（直通）

Eメール S1121402@section.metro.tokyo.jp

参加費無料

ネット販売や訪問販売など 業界の皆さま

不適正な取引行為や不当表示、知らなかったでは済まされません！

# 事業者向けコンプライアンス講習会

## WEB配信 受講者募集

東京都は、事業者が不適正な取引の防止や商品・サービスの表示に係る法令を遵守した事業活動に取り組めるよう、最新の違反事例の解説を取り入れたコンプライアンス講習会を実施します。

### 講習内容

- **Aコース：特定商取引法（通信販売）**  
講師  
➢ 洞澤 美佳 弁護士
- **Bコース：特定商取引法（訪問販売等）**  
講師  
➢ 拝師 徳彦 弁護士  
➢ 東京都職員
- **Cコース：景品表示法**  
講師  
➢ 植村 幸也 弁護士  
➢ 公益社団法人 日本広告審査機構（JARO）職員



※お申込み時に事前質問を受け付けます。

※詳細は裏面をご覧ください。

### 配信期間

11月9日（水）～11月30日（水）まで【全コース共通】

### 対象者

都内の事業者でコンプライアンス向上の取組に携わる法務担当者、教育・研修担当者等

### 申込期間

9月6日（火）～9月28日（水）まで

詳しくはこちらをご覧ください。

東京くらしWEB

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



【問合せ先】

生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課  
電話 03-5388-3072

## 講習詳細

| A コース：特定商取引法（通信販売編）                   |                             |                         |
|---------------------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 講師                                    | 洞澤 美佳 弁護士                   |                         |
| 内容<br>講義時間                            | 法令・違反事例、事前質問等の解説<br>約 90 分  |                         |
| B コース：特定商取引法（訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供*編） |                             |                         |
| 講師                                    | 拝師 徳彦 弁護士                   | 東京都職員                   |
| 内容<br>講義時間                            | 法令・違反事例、事前質問等の解説<br>約 120 分 | 東京都消費生活条例の解説<br>約 15 分  |
| C コース：景品表示法                           |                             |                         |
| 講師                                    | 植村 幸也 弁護士                   | 公益社団法人 日本広告審査機構（JARO）職員 |
| 内容<br>講義時間                            | 法令・違反事例、事前質問等の解説<br>約 90 分  | 業界団体の参考事例<br>約 45 分     |

\*エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス

## 申込方法

下記 URL から申込フォームに必要事項を入力の上、お申込みください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/compliance/>

※事業者単位の申込みで、1事業者につき4名を上限とします。  
(申込多数の場合、抽選。)

